

和泉市水道施設等工事施行取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、和泉市水道事業給水条例第38条の2の規定に基づき、水道施設等の工事の施行、工事費用の負担等に関し必要な事項を定め、水道事業の円滑な運営及び給水区域内の適正な水道利用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

給水区域 和泉市水道事業給水条例（平成9年和泉市条例第30号。以下「給水条例」という。）第2条第1項に規定する給水区域をいう。

管理者 水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱は、本市給水区域内で次の各号に掲げる行為を行うもの（以下、「開発者」という。）で、配管口径φ75mm以上の水道管を布設する場合に適用する。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為を行うもの
- （2）管理者が管理する配水管と接続し、配水管を延長及び布設替を行うもの
- （3）管理者が管理する配水管に消火栓及び仕切弁等の設置を行うもの
- （4）土地利用計画地に給水するため、周辺給水環境に影響を及ぼすおそれのある行為を行うもの
- （5）その他管理者が必要と認める行為を行うもの

（事前協議）

第4条 開発者は、水道施設等工事を施行する場合は、事前に管理者に申し出て、この要綱に基づき施行方法及び整備に要する負担その他必要な事項について協議を行うものとする。

（工事の施行）

第5条 開発者は、給水条例及び和泉市給水装置工事施工要領その他関係基準により施行するものとする。

（費用の負担）

第6条 水道施設等工事の施行に要する費用については、給水条例第38条の3によるものとする。

2 給水条例第38条の3第4項に規定する現場監督費その他必要と認める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- （1）現場監督費
- （2）洗管排水費

3 前項に規定する費用は、次の表に定める算出方法により算出した金額とする。

現場監督費	<p>現場監督員時間給×一日当たりの現場監督時間（2時間）×現場監督日数</p> <p>※1 現場監督員時間給は「公共工事設計労務単価」の配管工の単価から所定労働時間（8時間）で除したものとする。</p> <p>※2 現場監督日数は配管延長から日進捗量で除したものとする。</p> <p>※3 上記※2で算出された日数に端数が生じる場合は1日単位（1日未満切上げ）とする。</p>
洗管排水費	<p>（洗管水量（m^3）×臨時用水道料金）＋消費税額等相当額</p> <p>※1 洗管水量＝（管径（内径）[m]×管径（内径）[m]×3.14）/4×管延長×洗管回数（5回）</p> <p>※2 上記※1で算出された水量に端数が生じる場合は1m^3単位（1m^3未満切上げ）とする。</p>

（水道施設等工事の依頼及び報告）

第7条 水道施設等工事を必要とする開発者は、あらかじめ管理者に次の各号に掲げる区分に応じた書類を提出するものとする。

- （1）管理者が水道施設等工事を受託して施行する場合 水道施設等工事依頼書（様式第1号）
- （2）開発者が水道施設等工事を施行する場合 水道施設等工事報告書（様式第2号）

（協定の締結）

第8条 前条の書類の提出により施行が決定した開発者は、管理者と水道施設等工事の施行及び施行に要する費用について、協定を締結するものとする。

2 前項の協定書の様式は、管理者が別に定める。

（水道施設等の帰属）

第9条 工事施行した水道施設等は、工事完了検査合格後、管理者に帰属するものとする。

2 前項の帰属を行うときは、水道施設等帰属届出書（様式第3号）を提出するものとする。

（要綱の遵守）

第10条 開発者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するものとし、これに従わない場合又はこれに違反したときは、管理者は、行政上必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

和泉市長 あて

依頼者 住所 _____

氏名 _____

(依頼者が自署しない場合又は法人等である場合は、記名押印をしてください。)

水道施設等工事依頼書

(管理者施行)

今般、和泉市給水区域内において下記のとおり、開発行為等を行うことにあたり関係図面及び必要書類を添えて水道施設等工事を依頼します。

開発区域等の位置			
用途		戸数	

※添付書類

1. 位置図
2. 開発区域等の平面図（申請地を赤線で囲む）
3. 給水計画図・排水計画図
4. その他必要な書類

(様式第2号)

年 月 日

和泉市長 あて

報告者 住所 _____

氏名 _____

(報告者が自署しない場合又は法人等である場合は、記名押印をしてください。)

水道施設等工事報告書

(開発者施行)

今般、和泉市給水区域内において下記のとおり、開発行為等を行うことにあたり関係
図面及び必要書類を添えて水道施設等工事の報告をいたします。

開発区域等の位置			
用途		戸数	
指定業者名		指定番号	

※添付書類

1. 位置図
2. 開発区域等の平面図 (申請地を赤線で囲む)
3. 給水計画図
4. その他必要な書類

(様式第3号)

年 月 日

和泉市長 あて

水道施設等帰属届出書

届出者 住所 _____

氏名 _____

(届出者が自署しない場合又は法人等である場合は、記名押印をしてください。)

下記の水道施設等を和泉市に帰属しますので、関係図面及び必要書類を添えて届出いたします。

記

1 水道施設等設置場所 _____

2 水道施設等

管種 _____	口径 ϕ _____ mm	延長 _____ m
管種 _____	口径 ϕ _____ mm	延長 _____ m
管種 _____	口径 ϕ _____ mm	延長 _____ m
管種 _____	口径 ϕ _____ mm	延長 _____ m
管種 _____	口径 ϕ _____ mm	延長 _____ m
管種 _____	口径 ϕ _____ mm	延長 _____ m
管種 _____	口径 ϕ _____ mm	延長 _____ m

消火栓 単口・双口 _____ 栓

その他水道施設等 _____

3 添付書類

(1) 位置図

(2) 配管平面図

(3) 配管詳細図

※各1部提出